

埼玉県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱

平成 7年 1月27日施行
最終改正 令和 3年 3月23日

(趣旨)

第1条 県は、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体を育成するため、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第5の一の1に規定する資金（以下「農業経営基盤強化資金」という。）を借り入れた農業者（以下「借入者」という。）について、市町村が当該借入者の金利を平成23年度農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7269号農林水産事務次官依命通知）に定める実質負担利率から0%に引き下げるために利子助成事業を行うときは、当該市町村に対し、毎年度予算の範囲内において利子助成補助金を交付する。

2 前項の利子助成補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助率及び補助額)

第2条 前条の規定により交付する利子助成補助金の額は、毎年、1月1日から6月30日までの期間（以下「上期」という。）及び7月1日から12月31日までの期間（以下「下期」という。）ごとに、その期間内における農業経営基盤強化資金につき、各貸付ごとに算出した融資平均残高（各期間の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を年間の日数である365（閏年にあっても365とする。）で除して得た金額（円未満を切り捨てた額））に別表の利子助成補助率を乗じて得た金額（円未満を切り捨てた額）とする。

(交付申請書の様式等)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村が規則第4条第1項の規定により提出する申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、毎年、上期にあっては7月末日、下期にあっては1月末日とする。

(記載事項等)

第4条 規則第4条第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる事項は、記載することを要しない。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の交付等)

第6条 知事は、規則第5条の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払いにより交付することができることとする。

2 補助金の交付を受けようとする市町村が提出する様式は、様式第3号のとおりとする。

3 前項の請求書の提出期限は、交付決定後2週間以内とする。

(状況報告)

第7条 市町村長は知事の要求があったときは、利子助成事業の遂行の状況について当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第13条の規定による提出する様式は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後1か月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い方の日とする。

(確定通知書の様式)

第9条 規則第14条の確定の通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(補助金の返還)

第10条 市町村長は、既に交付を受けた利子助成補助金について、返還を要する事態が生じた場合には、様式第6号により補助金返納申請書を知事に提出するものとする。

(書類の整備等)

第11条 市町村長は、利子助成補助金の交付に係る農業経営基盤強化資金の貸付状況等を明らかにした書類を備え、かつ利子助成補助金に係る収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する書類及び証拠書類は、当該利子助成補助金を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成7年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

別表（第2条関係）

農業経営基盤強化資金の貸付を受けた時期	市町村利子助成率	左のうち、県利子助成補助
平成10年 6月16日～平成10年 8月20日	0. 57%	0. 285%
平成10年 8月21日～平成10年 9月17日	0. 53%	0. 265%
平成10年 9月18日～平成10年10月21日	0. 60%	0. 300%
平成10年10月22日～平成10年12月21日	0. 80%	0. 400%
平成10年12月22日～平成11年 2月 2日	0. 73%	0. 365%
平成11年 5月25日～平成11年 6月15日	0. 60%	0. 300%
平成11年 6月16日～平成11年 7月25日	0. 63%	0. 315%
平成11年10月20日～平成11年11月17日	0. 53%	0. 265%
平成12年 2月21日～平成12年 3月15日	0. 53%	0. 265%
平成12年 6月19日～平成12年 9月13日	0. 53%	0. 265%
平成13年 2月 1日～平成13年 2月25日	0. 57%	0. 285%
平成13年 2月26日～平成13年 3月18日	0. 60%	0. 300%
平成13年 3月19日～平成13年 3月31日	0. 63%	0. 315%
平成 7年 1月27日～平成14年 3月31日	0. 50%	0. 250%
平成 9年 4月 1日～平成14年 3月31日	1. 00%	0. 500%
平成 9年 4月 1日～平成14年 3月31日	1. 50%以上	0. 750%
平成13年 4月 2日～平成14年 3月31日	0. 73%	0. 365%
平成14年 4月 2日～平成14年 7月 4日	0. 30%	0. 150%
平成14年 7月 5日～平成14年10月31日	0. 32%	0. 160%
平成14年11月 1日～平成15年 2月19日	0. 37%	0. 185%
平成15年 2月20日～平成15年 3月18日	0. 40%	0. 200%
平成15年 3月19日～平成15年 5月22日	0. 42%	0. 210%
平成15年 5月23日～平成15年 6月30日	0. 47%	0. 235%
平成15年 7月 1日～	0. 50%以内	0. 250%以内

様式第1号（第3条関係）

農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付申請書
（ 年度 期分）

第 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長

年度 期分の農業経営基盤強化資金利子助成事業を別紙事業計画書及び
収支予算書のとおり実施したいので、利子助成補助金 円を交付
してください。

※ 添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (A)	収 入 額			残 額 (A) - (B)
		上 期 分	下 期 分	合 計 額(B)	
県費補助金					
市町村費					
計					

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (A)	支 出 額			残 額 (A) - (B)
		上 期 分	下 期 分	合 計 額(B)	
計					

農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付決定通知書
(年度 期分)

農支第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった農業経営基盤強化資金利子助成補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 払
- 3 交付条件
 - (1) 補助事業の内容の変更をする場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) この補助金は、補助事業の目的以外の目的に使用してはならない。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

様式第3号（第6条関係）

農業経営基盤強化資金利子助成補助金請求書
（ 年度 期分）

第 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長

年 月 日付け農支第 号で交付決定のあった農業経営基盤強化資金利子助成補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 交付決定額 金 円

※ 添付書類
交付決定通知書（写）

振込先金融機関名	
本・支店名	
預金種目	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	
債権者コード	

様式第4号（第8条関係）

農業経営基盤強化資金利子助成補助金実績報告書
（ 年度 期分）

第 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長

年度 期分の農業経営基盤強化資金利子助成事業を別紙実績報告書及び
収支精算書のとおり実施したので、報告します。

利子助成事業実績書

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

(単位：円)

年度別 (1)	融 資 機 関 別 (2)	期 首 融 資 残 高 (3)	償 還 額 (4)				期 末 融 資 残 高 (5)	融 資 平 均 残 高 (6)	補助対象 利 子 助 成 額 (7)	市 町 村 利 子 助 成 額 (8)	(7)又は (8)の いずれか 低い額 (9)	県 利子助成 補助金 (10)
			約 定		繰 り 上 げ							
			月 日	金 額	月 日	金 額						
計			/		/							

収支精算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (A)	収 入 額			残 額 (A) - (B)
		上 期 分	下 期 分	合 計 額(B)	
県費補助金					
市 町 村 費					
計					

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (A)	支 出 額			残 額 (A) - (B)
		上 期 分	下 期 分	合 計 額(B)	
計					

様式第5号（第9条関係）

農業経営基盤強化資金利子助成補助金確定通知書
（ 年度 期分）

農支第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け農支第 号で交付決定した農業経営基盤強化資金利子助成補助金については、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第6号（第10条関係）

農業経営基盤強化資金利子助成補助金返納申請書

第 年 月 日 号

（あて先）
埼玉県知事

市町村長

埼玉県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱に基づき既に交付を受けた利子助成補助金について、下記のとおり返還を要するものが生じたので、返納を申請します。

記

1 返納申請額

期 別	既受領額 A	返納申請額 B	差引受領額 A - B
年度 期分	円	円	円
年度 期分	円	円	円
年度 期分	円	円	円
年度 期分	円	円	円
合 計	円	円	円

2 農業経営基盤強化資金利子助成補助金返納計算書（別紙）

